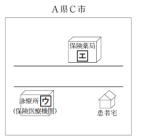
101-148

問題文

下図は、ある県内の保険医療機関2施設、保険薬局2施設及び患者宅との位置関係を図示したものである。以下の説明のうち、適切なのはどれか。2つ選べ。





- 1. アの調剤所は、患者がウで受け取った処方箋に基づき調剤することができる。
- 2. ウは、患者に対する調剤は一切できない。
- 3. エは、患者がアで受け取った処方箋を持参した際に、在庫がなければ調剤を断ることができる。
- 4. エは、イで分割調剤を行った後の処方箋を受け付けた場合、残りの分の調剤を行うことができる。
- 5. エには無菌調剤室がないが、適切に手続きをすれば、エの薬剤師がイの無菌調剤室を利用して無菌調剤を行うことができる。

解答

4, 5

解説

選択肢 1 ですが

「処方せん」を持っていく場所は「薬局」です。アは病院なので、処方せんを持って行っても調剤をして薬を 渡すことはできません。 (アで診療を受け、院内処方でお薬を調剤することは、ありえます。) よって、選択 肢 1 は誤りです。

選択肢 2 ですが

選択肢 1 の解説の最後に書いたように、院内処方がありえます。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3 ですが

薬剤師法第 21 条 により、調剤の応需義務があります。そして、正当な理由なく断れないのですが「在庫不足」は、正当な理由では、ありません。

調剤を断る、のではなく近隣の薬局に在庫を確認する卸メーカーに問い合わせるなどして「現在は、在庫がな いのだが、何日後であれば or どこどこであれば手に入る」といった対応をすることが求められます。よっ て、選択肢 3 は誤りです。

選択肢 4.5 は、正しい選択肢です。

分割調剤では、処方せんを患者さんにお返しするので、別の薬局へ行くことがありえます。そのため、処方せんのコピーをとっておくことが実務上多く、実習などで見たこともあるかもしれません。

選択肢 5 のケースは

チェーン薬局で、無菌室がある店舗へヘルプで行った時に、普通に調剤していたみたいなケースを考えると理解しやすいと思います。適切に手続きされていればありうるケースと判断できるのではないでしょうか。

以上より、正解は 4.5 です。